

2019年10月18日

## 「令和元年台風第19号」による災害への支援について

この度の令和元年台風第19号により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

大東建託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:小林克満)、大東建託リーシング(本社:東京都港区、代表取締役社長:守義浩)、大東建託パートナーズ(本社:東京都港区、代表取締役社長:佐藤功次)は、このたびの台風被害への支援として、10月16日より、当社グループが管理する賃貸住宅の無償提供と、お住み替え支援を開始しました。あわせて、10月18日、被災地の復興にお役立ていただくための義援金として、社会福祉法人 中央共同募金会に、1,000万円を寄付させていただきます。

一日も早い被災地の復興を、心よりお祈り申し上げます。

### ■義援金について

被災地の復興にお役立ていただくための義援金として、大東建託グループより500万円、大東建託グループみらい基金<sup>※1</sup>より500万円、総額1,000万円を、社会福祉法人中央共同募金会に寄付させていただきます。

※1 同基金は、大東建託グループの有志従業員による積立金と、積立金と同額の会社寄付、株主様の寄付により成り立っています。国内の地方創生や災害復興に関わる活動などへ資金の支援を行い、地域の発展に寄与することを目的としています。

### ■賃貸住宅の無償提供について

[対象者] 台風19号により被害が確認された当社オーナー様、および当社管理建物にお住まいの入居者様<sup>※2</sup>(法人契約含む)

[無償期間] 2019年11月末日まで

[提供条件] 1) 家賃、駐車料金、共益費、町内会費、礼金、仲介手数料は不要です。  
2) 退去時に必要となる原状回復費用は不要です。  
3) 家具家電を無償でレンタルします(「いい部屋レンタルパック<sup>※3</sup>」利用)。  
4) 家財保険、水道光熱費、引越し費用は入居者様負担となります。

[補 足] 無償提供期間終了後は、従前のお部屋へお戻りになる<sup>※4</sup>か、そのまま無償提供を受けていたお部屋にご入居いただくか(再契約手続き必要)、他の建物へお引越されるかお選びいただけます。

※2 床上浸水被害、または長期断水により通常の生活が困難な方が対象となります。

※3 2ドア冷蔵庫1台、全自動洗濯機1台、電子レンジ1台、液晶テレビ1台、掃除機1台、ガスコンロ1台、照明器具(居室分)、寝具セット(入居人数分)、カーテン(居室枚数分)

※4 無償提供期間中にお部屋の補修が完了することをお約束するものではありません。

### ■お住み替え契約(通常賃貸借契約)における優遇策

[対象者] 台風19号により継続入居が困難となった当社管理建物にお住まいの入居者様

[受付期間] 2019年11月末日まで

[優 遇 策] 1) 賃料1ヶ月分無料<sup>※5</sup> 2) 礼金、定額クリーニング費用、連帯保証人不要プランを提供するハウスリーブ<sup>※6</sup>との契約時保証委託料、仲介手数料を免除

※5 短期退去違約金あり ※6 大東建託グループの賃貸保証会社

### ■お申し込み方法

最寄の大東建託リーシング各店舗、または大東建託パートナーズ各営業所へお問い合わせください。

▼全国の支店・店舗・営業所のご案内

<https://www.e-map.ne.jp/p/daitomap/search.htm?type=ShopA>

<本件に関するお問い合わせ>

大東建託株式会社 広報部 TEL:03-6718-9174